工 事 特 記 仕 様 書 （ 改 修 ）

Ⅰ．工事名称　廃材貯留ヤード（５）壁鉄板修繕工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　桑名市多度町力尾字沢地　地内

2　工事内容

棟名称　廃材貯留ヤード棟

用途　ごみ処理施設

工事項目　廃材貯留ヤード棟（５）：東西面壁養生鉄板の張替え（損傷部）、増し張り（その他の部分）

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書　令和6年7月改定版」及び「公共建築改修工事標準仕 様書（建築工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版） 2）公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版） 3）公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版） 4）建築工事標準詳細図国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 5）工事監理指針（建築、建築改修、電気、機械設備工事）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和元年版）
	② 施工条件 (1.3.5)	⊙ 監督員と協議し決定する。 施工可能日　⊙ 指定あり ⊙ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯　⊙ 指定なし　・　時　～　時 概成工期　・ 指定なし　・　年　月　日
	3　部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり　・　部分使用あり 指定部分（　渡り廊下棟　） 時　期（令和　年　月　末頃 ）
	④ 発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工程 ／ 作業の有無 ／ 分別解体等の方法 造成等 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 基礎・基礎ぐい ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 上部構造部分・外装 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 屋根 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 建築設備・内装等 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 その他（コンクリート躯体） ／ ⊙ 有　・無 ／ ・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用 ・ 引き渡しを要するもの　・ 有（　　） ・ 特別管理産業廃棄物　・ 有（　　）　処理方法（　　） ・ 水銀使用製品産業廃棄物　・ 有（ ・ 蛍光ランプ　・ HIDランプ　・（　　）） ・ 現場において再利用を図るもの　（　　） ・ 再資源化を図るもの　・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設リサイクル法、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。 成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。
	5　建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が１億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
	6　電気保安技術者 (1.3.3)	配置する
	7　技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
	8　施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法　・　工種別の特記による
	⑨ 建築材料等	1）　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2）　本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3）　製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4）　本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。 5）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 6）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名：　　） 7）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 認定製品の品名：　・　間伐材製工事用バリケード　・　間伐材工事用看板　・　間伐材標示板　・　（　　）
	10　化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） 適用 ／ 施設用途 ／ ホルムアルデヒド ／ トルエン ／ キシレン ／ エチルベンゼン ／ スチレン ／ パラジクロロベンゼン 学校,教育施設 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● 住宅 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● その他 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● 測定対象室及び測定個所数　・　図示（図面番号：　　）　・（　　） 測定方法（　・　パッシブ法　・　アクティブ法） 測定時期　・　（　　） 報告書提出部数　２部
	11　特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	12　騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	13　工事写真 (1.2.4)	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（令和3年版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。
	14　完成図等 (1.8.2)	作成する　（　・　完成図　・　保全に関する資料　・（　　）） 完成図作図範囲（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等） 完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
	15　完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・　アルバム（大きさ335㎜×290㎜程度、カラー）　１部
	16　電子納品	工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数 ⊙ １部　・　部） 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　・　２部　・　部）
	17　設備工事との取合い	施工範囲 ・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び　操作スイッチ施工図 ・　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
	18　既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
	19　事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
	20　下請業者の選定	本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。
	21　不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について 1）　受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１２号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2）　1）により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3）　受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
	22　主任技術者又は監理技術者	1）　技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
	23　現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐し使用者の安全はむろんのこと、現場施工安全、衛生管理を行い、事故、公害防止に努める。 ・請負人は、現場代理人及び主任技術者が工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用すること
	24　労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
	25　火災保険等	・工事目的物及び工事材料等を火災保険に付する場合の取扱いは下記によるものとする。 ＜損害のてん補条件＞ 1．下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。 （1）火災、落雷、爆発又は破裂　（2）台風、せん風、暴風、暴風雨の風害 なお、請負者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げない。 ＜保険金額＞ 2．原則として請負金額とする。 ＜保険の期間＞ 3．保険の加入の時期は原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後１４日とする。 ＜対象外工事＞ 4．つぎに掲げる工事は、対象外工事として保険を付さないことができる。 （1）解体、撤去、分解または取片付け工事　（2）建物の基礎工事及び外構工事 ＜保険契約の変更＞ 5．保険契約締結後に請負額の変更または工期延長等があった場合は、相応の保険契約の変更をしなければならない。 ＜保険証書等の提示＞ 6．保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証書等を発注者に提示しなければならない。 ＜協議＞ 7．この取扱いによりがたい事項については、必要に応じて請負者は、発注者と協議するものとする。
	26　社会保険等未加入対策	適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
	27　現場での安全確保(自主施工原則)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	28　軽微な変更等	1）納まり、取り合い等による取り付け方法等の変更については、監督員の指示による。 2）別途工事との取り合いや、図中明記なき事項で、性質上当然必要な工事は施工する。 この場合、請負業者の負担により施工すること。
2 仮設工事	1　騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・　防音パネル　設置範囲　・　図示（図面番号：　　） ・　防音シート　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）
	2　足場 (2.2.1)	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場　・　設置する（設置範囲　・　工事に必要な範囲　⊙ 図示 ）　・　設置しない 防護シート　・　設置する（設置範囲　・　工事に必要な範囲　⊙ 図示 ）　・　設置しない 内部足場　・　設置する（ ・　図示 ）　・　設置しない （表2.2.1）材料、撤去材等の運搬方法 種別（ ・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　Ｅ種 ） Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段　（　　）
	3　既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生　・　図示 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（　　）　保管場所　・　構内既存施設内　・（　　） 固定された備品、机、ロッカーの移動　・　行う　・　行わない
	4　仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種 合板　厚さ　・　９㎜　・（　　） せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・（　　） 合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない 仮設扉　設置箇所　・　図示（図面番号：　　） 仕様　・　合板張り木製扉　・　（　　）
	⑤ 監督員事務所 (2.4.1)	・　構内建物内の一部を使用する。 ・　設置する ⊙ 設置しない ~~(請負者事務所に打合せ会議室を確保する)~~ 監督員事務所の規模(単位:㎡) 適用 ／ ／ ／ ／ ／ ／ 規模 ／ 10程度 ／ 20程度 ／ 35程度 ／ 65程度 ／ 100程度 監督員事務所の仕上げ 部　位　等 ／ 仕　上　げ 床 ／ 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 ／ 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り 屋根 ／ 装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り
	6　監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)	種類 ／ 机・いす ／ 書棚 ／ 黒板・白板 ／ 掛時計 ／ 温度計 数量 ／ 組 ／ 台 ／ 個 ／ 個 ／ 個 種類 ／ 長靴 ／ 雨合羽 ／ 保護帽 ／ 懐中電灯 ／ 衣類ロッカー 数量 ／ 足 ／ 着 ／ 個 ／ 個 ／ 台 種類 ／ 消火器 ／ 掃除具 ／ 受注者加入電話 FAX ／ 冷暖房機器 ／ インターネット 数量 ／ 個 ／ 個 ／ 台 ／ 台 ／ 台
	⑦ 仮設便所	・　要　　⊙不要
	⑧ 工事用水	構内既存の施設 ⊙ 利用できる（ ・　有償 ⊙ 無償）　・　利用できない
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ⊙ 利用できる（ ・　有償 ⊙ 無償）　・　利用できない 溶接などの消費電力の大きな機器を除く 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
	10　交通誘導警備員	配置　・　図示

記事	桑名広域清掃事業組合	局長	課長	補佐	係長	検図	設計	DATE	工事名：廃材貯留ヤード（５）壁鉄板修繕		図面番号	年度
								縮　尺 NS	図面名	特記仕様書	A－01	R7